

令和7年度第1回 倉敷市地域福祉基金運営委員会

日 時 令和7年7月29日（火）13時57分～15時40分

会 場 倉敷市役所本庁舎5階 502会議室

出席者

委員 植田委員（会長）、岡本委員（副会長）、諏訪委員、田口委員、田仲委員（監事）、塚脇委員
藤澤委員（監事）

事務局

保健福祉局）野田局長、松浦副参事

保健福祉推進課）中野課長主幹、白神主幹、伊達主任、高橋副主任、倉本主事

欠席者

委員 宇野委員、田野委員、松浦委員

傍聴者 なし

議事内容（要旨）

1 開 会

今回の会議は委員改選後第1回目の会議であるため、はじめに委嘱状の交付を行った。

委員7名の出席により、倉敷市地域福祉基金運営委員会規約第9条第2項の規定に基づき、会議が成立していることを確認し、開会を宣言した。

役員の互選について諮ったところ、会長は植田委員、副会長は岡本委員、監事は藤澤委員、田仲委員に決定し、規約に基づき会議の進行を植田会長に依頼した。

2 議 事（発言者：◎会長 ○委員 ■事務局）

（1）令和6年度事業報告、決算報告及び監査報告について

■ 事業報告・決算報告について、資料に従い説明を行った。

○ 高齢者日常生活用具給付事業だが、2点質問がある。1点目は、品目に老人手押車などがあるが、介護保険においても類似した給付事業があり、重複した品目などはあるのか。また、手押車を使用する前段階の杖などの予防器具の給付は対象となっていないのか。2点目は、対象者をねたきりや一人暮らしの高齢者としているが、ねたきりといっても介護認定度などいろいろあるため、どの程度の方を対象とするか基準はあるのか。

■ まず、ねたきりの基準だが、倉敷市ねたきり高齢者等日常生活用具給付規則の第2条「用語の定義」にて基準を示している。具体的には別表第1に記載があるので参照いただきたい。また、もう一つの質問の給付品目についても同規則内に対象品目が定められている。これは、当事業を開始する際に、介護品目や障がい品目で対象となった品目を除いて設定したと担当課から聞いているので、重複した品目はないと思われる。ただ、当事業が始まってから一度も見直しをされていないため、現状に合っていない可能性はあるので、その点については担当課に見直しを検討するよう依頼したい。

○ 寝たきりの定義の基準となっている判定基準も平成3年のものでかなり古いものなので、是非見直しをして、併せて対象給付品目についても予防器具を含め、現状に合った品目を検討いただきたい。

■ はい。

承認

<監査報告>

- 基金の歳入・歳出について監査した結果、歳入歳出各科目の収支に関する経理は、基金の目的に沿って適切に処理され、関係帳簿も正確であったことを報告した。

承認

(2) 令和7年度事業計画及び予算(案)について

■ 資料に従い説明を行った。

- 13ページの助成事業について、(1)の在宅福祉等の普及・向上に関する事業や(3)のボランティア活動の活発化に関する事業、(4)のその他委員会が必要と認める事業は件数が0件とのことで、確か昨年度も同様だったと思うが、これはなぜか。このような団体は申請自体ないのか。

■ 最近の申請団体の傾向としては、コロナ禍に、人と人との対面での交流が制限されたことにより、地域の結びつきが希薄になったり引き込みがちな子どもが増えたりしたことに対して問題意識を持った方々が社会参加の推進に関する事業を多く申請したため、(2)の事業ばかりとなっていると考えられる。事業の区分は団体様が申請時に選択しており、区分としては(1)も(3)も申請自体なかったが、個々に事業内容を見ると、(1)の在宅福祉に関する事業を行う団体もいる。

- ◎ 大きく区分すると(2)の社会参加の推進になるが、事業内容の一部には(1)や(3)の要素も含んだ活動を行う団体もいるので、次の団体ごとの説明の際に詳しく見ていくこととする。

承認

ア 各申請団体の審査

助成交付申請団体について、事務局から説明を受け、審議した。

承認

- ◎ 今回の新規団体には、各々得意分野を活かした団体が多い印象がある。さまざまな分野で地域に根差した活動をしていただくことで、今後地域の居場所となっただけことを期待したい。

(3) 倉敷市地域福祉基金運営委員会助成要綱の改正(案)について

■ 資料に従い説明を行った。

- 前回の会議で助成金額改定の意見が出て以降、現在関わっている団体へのアンケートや他課との比較、前回改定時からの物価上昇率を調べる等、根拠に基づく案であり、事務局が迅速に対応いただいたことを評価する。

承認

(4) その他

- 委託事業について、現在2事業実施しており、夏ボラは学生のボランティア参加への機会を提供する、良い事業だと思っているが、こういった制度があることをもっと多くの方に知っていただいて、委託事業も増やしていけばよいと思っている。今まで2事業しかしてきていないので、新たな事業となるとどういった形で始めるのが良いのか検討が必要だが、例えば社協はボランティア団体との交流も多いため、そういったところと情報共有していただきたい。例えば「介護者の会」といった

団体は、ずっと前から活動しているので新規の団体ではないのだが、100名くらい会員がいて普段介護をされて疲れてらっしゃる方がリフレッシュできるような活動をしている。また社協と話をしてみしてほしい。

- ◎ 委託事業は、しらかべ号が今年度も実施不透明とのことで、コロナで中止となってから今年で6年目になる。コロナ禍では実施が難しかったのはもちろんだが、コロナ禍後もさまざまな理由で中止となっている。事業自体はとても素晴らしい活動をされているので、継続していただきたいが、今後の状況によっては新たな委託事業を検討する必要があると思われる。
- 事務局としても、委託事業を含め、先ほどの高齢者日常生活用具給付事業もそうだが、基金を十分に活用できていないと感じている。原則、基金は原資を取り崩さず運用益を活用することとなっているが、今まで低金利が続いていたため、毎年原資を取り崩している。ただ、ここ数年高額寄付が続いており、寄附者のご意向を考えると、いつまでも原資として置いておくのもいかがなものかと考えている。委員の皆様は、この点いかがお考えか。
- ◎ 基金の原資は取り崩さないというのが原則とは思いますが、確かに寄附者の方は地域の保健福祉の活動に役立てて欲しいと寄附してくださっているのです、その点を考慮した活用は必要だと思う。他の委員の皆さんはいかがか。

(他の委員からは意見なし)

- ◎ では、また次回以降にご意見があれば聞かせただくということで。事務局の方でも、委託事業についてご検討いただいでよいか。
- はい。社協と情報共有し、検討する。
- ◎ 他に何かあるか。
- 令和7年4月15日付で、当基金に9011万7660円の大口寄附があった。寄附者は、既に亡くなっており、遺言書にて、「倉敷市へ遺贈、恵まれない子供の福祉のために使用していただくことを強く希望します」と記載されていたため、当基金に繰り入れすることとなった。この度の寄付金は、「恵まれない子供の福祉のために」と用途を指定されているため、一般の基金とは区別して、子どもの福祉に特化した事業に活用していきたいと考えている。なお、今後の活用方針については、局内で協議の上、検討していく予定だが、ここで、検討中の活用案があるためご審議いただきたい。
- 資料に従い、説明を行った。
- 今回の施設整備募集にあたって、倉敷市社会福祉施設整備等審査会が開催されるようだが、どういった方が審査するのか。
- 審査会は市役所内に設置し、委員は保健福祉局を所管する副市長をはじめ、保健福祉局内の幹部職員及び建物の審査もあるため建築部長などで構成される。
- ◎ 今回の寄附は「恵まれない子供の福祉のために」という用途を指定された寄附ということで、事務局とも「恵まれない」という定義をどのように解釈するか少し議論した。母子生活支援施設はDVなどを受けている方のシェルター的な役割を担う施設で、そういった社会的困難にある子どもは「社会的に恵まれない子ども」に当てはまると思う。

承認

- ◎ 事務局の作成した議事録について、間違いがないかどうか承認を行う署名委員は、私のほかに、監事の藤澤委員をお願いをしようと思うがいかがか。

承認

3 閉会

以上により、議事を終了